

# アルコールチェックが義務化されました

改正道路交通法施行規則が順次施行され、安全運転管理者の業務が拡充

2022年4月1日～

2023年12月1日～

社用車を運転する際、  
緑ナンバー車に加え

**白ナンバー車も**

酒気帯び確認が義務化  
されました

運転前後の酒気帯びの確認と  
1年間の記録と保存



記録

運転前後の**アルコール検知器**を使用して  
酒気帯びの確認と1年間の記録と保存

正常に動作し故障がない状態の  
アルコール検知器を、常に保持しておく



記録



アルコール  
検知器

# 道路交通法施行規則（施行日：令和5年12月1日）

## 第二章の四 安全運転管理者等

### （安全運転管理者の業務） 第九条の十

- 六号** 運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者に対し、酒気帯びの有無について、当該運転者の状態を目視等で確認するほか、アルコール検知器（呼気に含まれるアルコールを検知する機器であつて、国家公安委員会が定めるものをいう。次号において同じ。）を用いて確認を行うこと。
- 七号** 前号の規定による確認の内容を記録し、及びその記録を一年間保存し、並びにアルコール検知器を常時有効に保持すること。

参考情報

# なぜ法改正？

下校中の小学生の列に  
トラックが突っ込み、  
児童2人が死亡、3人が負傷

- ・ 運転手の男（当時60歳）の呼気からは基準値を超えるアルコールが検出。
- ・ 帰る途中に酒を飲んだ、と供述
- ・ 酒の影響により居眠り状態だったとされる
- ・ 事故を起こした車両は  
自家用車両(白ナンバー)だった
- ・ 懲役14年の実刑判決（求刑懲役15年）

## 千葉県八街市飲酒運転の トラックによる交通事故

2021年(令和3年)  
6月28日



事故現場にて黙禱する菅義偉首相(当時)

# 対象となる事業所は驚くほど広範囲

下記のいずれかに該当する事業所は、「安全運転管理者」の選任が必要

**1台**以上

乗車定員 **11人以上** の自動車



**5台**以上

乗車定員 **10人以下** の自動車



※20台以上の自動車を使用する事業所は、副安全運転管理者も併せて選任する必要がある。  
(20～39台の場合は1名。40台以上の場合、20台ごとに1人追加)

※大型自動二輪車と普通自動二輪車は、1台を0.5台とカウントして上記要件に当てはめる

# 警察庁 啓発リーフレット

## 事業所の取組強化!

### 飲酒運転根絶

令和4年4月より改正道路交通法施行規則が順次施行されます

社用車を運転するのは、**アルコール検知器**で  
**チェック**してからです!

※アルコール検知器を用いた確認は令和4年10月1日施行

安全運転管理者は、下記の業務が義務化されます

- 令和4年4月1日施行
  - 運転前後の運転者の状態を目視等で確認することにより、運転者の酒気帯びの有無を確認すること。
  - 酒気帯びの有無について記録し、記録を1年間保存すること。
- 令和4年10月1日施行
  - 運転者の酒気帯びの有無の確認を、アルコール検知器を用いて行うこと。
  - アルコール検知器を常時有効に保持すること。

運転後も**チェック**しますからね!

警察庁・都道府県警察

交通ルールを守って  
つながる笑顔

## 自動車を使用する事業所は **安全運転管理者の選任が必須** です!

### 選任

一定台数以上の自動車の使用者は、自動車の使用の本拠(事業所等)ごとに、自動車の安全な運転に必要な業務を行う者として**安全運転管理者の選任**を行わなければなりません。自動車の保有台数に応じて副安全運転管理者の選任が必要になります。安全運転管理者・副安全運転管理者になるには一定の要件があります。

乗車定員が11人以上の自動車1台以上 **または** その他の自動車5台以上  
※自動二輪車(原動機付自転車を除く)は1台を0.5台として計算

### 業務

- 交通安全教育
- 運転者の適性等の把握
- 運行計画の作成
- 交替運転手・運転手
- 異常気象時等の措置
- 点呼と日常点検
- 運転日誌の備付け
- 安全運転指導

### 届出

- 安全運転管理者等を選任した時は、その日から15日以内に事業所を管轄する警察署に必要書類を提出してください。
- 安全運転管理者の制度に関するご不明点は、都道府県警察のホームページをご覧ください。どうか警察署へお問い合わせください。

## 安全運転管理者による運転者の運転前後のアルコールチェックが「義務化」されます。

令和4年4月より

令和4年4月1日施行

- 運転前後の運転者の状態を目視等で確認することにより、運転者の酒気帯びの有無を確認すること
- 酒気帯びの有無について記録し、記録を1年間保存すること

令和4年10月1日施行

- 運転者の酒気帯びの有無の確認を、**アルコール検知器**を用いて行うこと
- アルコール検知器を**常時有効に保持**すること

※呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有する機器

安全運転管理者の制度に関するご不明点は、都道府県警察のホームページをご覧ください。どうか警察署へお問い合わせください。

# 安全運転管理者とは

## 資格要件

- **20歳以上であること**
  - ・ 副安全運転管理者を設置する場合は、30歳以上であること
- **自動車の運転管理に関する2年以上の実務経験があること**
  - ・ 又は公安委員会によって同等以上の能力が認定されたこと
- **公安委員会によって、過去2年以内に安全運転管理者または副安全運転管理者を解任されていないこと**
- **過去2年以内に、以下の違反行為をしていないこと**

- ・ ひき逃げ
- ・ 酒酔い運転
- ・ 酒気帯び運転
- ・ 無免許運転
- ・ 麻薬等運転
- ・ 酒酔い運転又は酒気帯び運転に関して、車両又は酒類を提供する行為
- ・ 酒酔い運転又は酒気帯び運転車両へ同乗する行為
- ・ 自動車使用制限命令違反
- ・ 妨害運転（あおり運転）

# 施行までの短期間で整備しなければいけない

対象となる事業所がすべきこと

01

安全運転管理者  
の選定

02

アルコール検知器  
の準備

03

アルコールチェック  
の「記録の作成」  
「保管体制の整備」

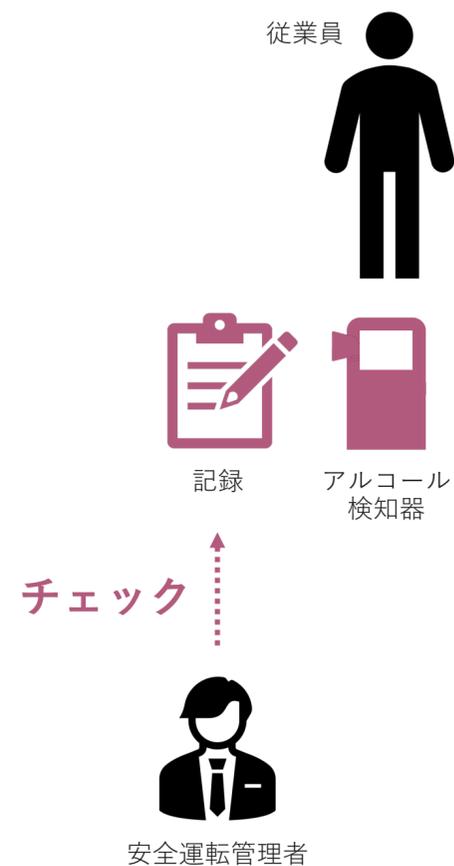
注意点①

# チェックは2回

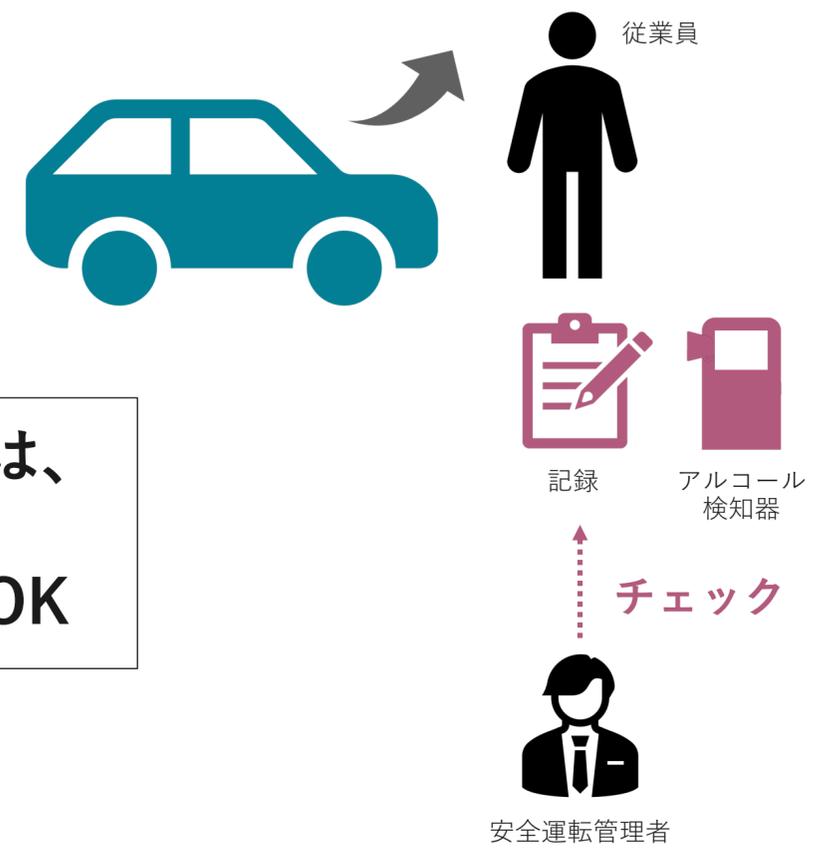
アルコールチェックの「記録の作成」と「保管体制の整備」

【運転業務 開始前】

【運転業務 終了後】



運転業務が断続的に発生する場合には、  
運転を含む業務の開始前や出勤時、  
および終了後や退勤時に行うことでOK



注意点②

# 直行/直帰の場合は対面に準ずる方法で

アルコールチェックの「記録の作成」と「保管体制の整備」

たとえば

CASE01

カメラ

モニター

運転者の顔色・応答の声の調子などを確認する。  
さらに、運転者が自ら行った  
アルコール検知器による測定の結果を確認する

CASE02

携帯電話

業務無線

運転者と直接対話できる方法によって、  
安全運転管理者が運転者の応答の声の調子  
などを確認する。さらに、運転者が自ら行った  
アルコール検知器による測定の結果を報告させる

など…

注意点③

# 安全管理者が不在の場合は他担当でもOK

アルコールチェックの「記録の作成」と「保管体制の整備」

他担当が  
実施してもOK

あらかじめ補助者を指定して  
おくのが望ましい



安全運転管理者



補助者

同じ手順  
同じ精度

安全管理者が行う場合と  
同じ手順・精度で実施する必要あり



記録



アルコール  
検知器

# 記録に残す必要のある事項

アルコールチェックの「記録の作成」と「保管体制の整備」

確認者名

運転者

運転者の業務に係る自動車の自動車登録番号など

確認の日時

確認の方法

酒気帯びの有無

指示事項

その他必要な事項

- ・ アルコール検知器の使用の有無
- ・ 対面による確認でない場合は、具体的な確認方法